

CSF・ASF 対策としての  
野生イノシシの捕獲等に関する  
防疫措置の手引き

令和 2 年（2020）年 3 月

環境省・農林水産省

# 目次

1. はじめに .....	1
(1) 背景と目的 .....	1
(2) 防疫措置が求められる捕獲事業等 .....	1
① 指定管理鳥獣捕獲等事業 .....	1
② 許可捕獲 .....	1
③ 狩猟 .....	1
(3) 家畜伝染病予防法と特定家畜伝染病防疫指針 .....	2
(4) 捕獲事業者や狩猟者への防疫措置の周知について .....	2
2. CSF 及び ASF に関する基礎情報 .....	2
(1) CSF (Classical Swine Fever) .....	2
① 原因・症状 .....	2
② 感染リスクと経路 .....	2
③ 予防・消毒 .....	3
④ 国内の野生イノシシにおける発生状況 .....	3
(2) ASF (African Swine Fever) .....	4
① 原因・症状 .....	4
② 感染リスクと経路 .....	4
③ 予防・消毒 .....	4
④ 国内の発生状況 .....	4
3. 野生イノシシにおける CSF 対策のための区域区分 .....	5
(1) 防疫措置の区域区分 .....	5
(2) 区域区分に応じた防疫措置の考え方 .....	5
(3) 死亡イノシシを発見した場合の対応 .....	6
4. 捕獲作業における防疫措置 .....	7
5. 防疫措置の方法 .....	9
(1) 事前の準備 .....	9
① 必要な資材の準備・確認 .....	9
② 消毒薬の補充 .....	11
③ 資材等の積み込み .....	12
(2) 現地到着・準備 .....	13
① 手袋等の着用 .....	13
② 長靴の着用・消毒 .....	13
③ 作業に必要な資材の準備 .....	13
(3) わなの設置・餌付け・見回り .....	14

(3－1) わなの設置.....	14
① わなの消毒.....	14
② 手袋の交換.....	14
(3－2) 餌付け・見回り .....	14
② 手袋の交換.....	14
(4) 捕獲・止め刺し.....	15
① 防護服の着用 .....	15
(4－1) 捕獲.....	17
② 器材の消毒.....	17
(4－2) 止め刺し .....	18
② 器材の消毒.....	18
(5) 検体採材.....	19
① 血液採材.....	19
② 採材した検体の梱包 .....	20
(6) 捕獲個体の処理・消毒.....	21
① 捕獲個体の処理.....	21
② 捕獲場所周辺の消毒 .....	22
③ 使用した器材の消毒 .....	22
④ 防護服の脱衣、手袋の交換等.....	23
⑤ 荷物置き場の撤収.....	24
⑥ 回収現場からの退出 .....	24
(7) 運搬 .....	24
① 運搬時の確認・消毒 .....	24
(8) 駐車場到着・移動 .....	25
① 手袋の消毒等（駐車場所到着時） .....	25
② 捕獲個体と荷物の積み込み .....	25
③ 猟犬の消毒 .....	25
④ 車両の消毒 .....	25
⑤ 全身、手袋、長靴の消毒、乗車.....	25
(9) 検体の搬送・送付 .....	26
① 検体の搬送・送付 .....	26
(10) 帰宅後の対応 .....	26
① わな等の器具の消毒 .....	27
② 使い捨て資材の適切な処理 .....	27
③ 猎犬の洗浄・消毒.....	27
④ 入浴・作業着の洗浄 .....	27

⑤ 養豚関連施設への立ち入り自粛	27
6. 死亡イノシシを発見した際の防疫措置（A区域・B区域ともに共通）	28
(1) 死亡個体の発見	29
① 都道府県または市町村への通報	29
(2) 準備・防護服の着用	29
(3) 検体採材	29
(4) 死亡個体の処理・消毒	29
(5) 運搬	29
(6) 駐車場到着・移動	29
(7) 検体の搬送・送付	29
(8) 帰宅後の対応	29
7. 参考	30
(1) 防疫措置チェックシート	30
(2) 参考資料	32

# 1. はじめに

## (1) 背景と目的

平成 30 年 9 月、我が国において、豚・イノシシに感染・伝播する伝染病である CSF（豚熱）が 26 年振りに発生し、野生イノシシにおいても感染が確認されるとともに、さらにその拡大が確認されている。

「豚コレラの疫学調査に係る中間取りまとめ（令和元年 8 月 8 日、農林水産省拡大豚コレラ疫学調査チーム）」において、28 例中ほとんどの事例で、CSF に感染した野生イノシシ由来のウイルスが農場に侵入した可能性があったとされていることから、CSF 対策の一つとして野生イノシシの捕獲強化を図っていくことが重要となっている。一方、捕獲行為には、野生イノシシとの接触による CSF ウィルスの拡散リスクが伴い、感染拡大との間で「リスクトレードオフ」が生じる。そのため、捕獲した個体を適切かつ確実に処理するとともに、衣服や猟具、車両等に付着したウイルスを非意図的に拡散させることができないよう、捕獲従事者及び狩猟者の防疫措置の実施について徹底する必要がある。

本手引きは、CSF 及び ASF（アフリカ豚熱）に関する特定家畜伝染病防疫指針を始めとした既存の関連指針を踏まえつつ、指定管理鳥獣捕獲等事業や許可捕獲、狩猟を実施するに当たって効果的な防疫措置を整理し、捕獲従事者や狩猟者への周知徹底を図る際に参考となる資料として作成したものである。各地域における実際の運用に当たっては、本手引きも参考の上、各地域の実情に応じて、必要な防疫措置を取るものとする。また、都道府県等により防疫措置に係るマニュアル等が別途整備されている場合は、当該マニュアル等に従うものとし、必要に応じ見直しを行うこととする。

本手引きは、今後の活用状況やイノシシにおける感染確認状況、関連知見の充実等を踏まえ、必要に応じて改訂するものとする。なお、本手引きで示した防疫措置は、ASF に関する防疫措置としても活用できるように配慮し、作成している。

## (2) 防疫措置が求められる捕獲事業等

本手引きに基づき、それぞれの事業等の特徴に応じて防疫措置を徹底することが求められる。

### ① 指定管理鳥獣捕獲等事業

野生イノシシの集中的かつ広域的な管理を図る上で効果的な事業の一環として指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県は、捕獲等事業の内容を具体的にまとめた指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定し、この計画に基づいて捕獲等事業を行うこととなっており、同計画において、必要に応じ、捕獲等事業に従事する際の CSF や ASF に関する防疫措置や浸潤状況調査等に関する内容を盛り込むものとする。

### ② 許可捕獲

鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲として、市町村による有害鳥獣捕獲及び都道府県等による個体数調整等がある。これらの捕獲従事者においても、CSF ウィルスの感染拡大防止に努めることが必要である。

### ③ 狩猟

CSF の感染確認区域等での狩猟期間における狩猟については、これまでの狩猟による捕獲状況や被害防止・個体数調整による捕獲強化の可能性、狩猟に伴う感染確認区域への立ち入りによる感染拡大の可能性等を勘案し、防疫措置の実施について徹底した上で実施することが基本である。また、捕獲した個体及び肉、残渣等は、原則として感染確認区域外に持ち出さないこととし、処理に当たっての防疫措置は適切かつ確実に実施するなど、狩猟者においても CSF ウィルスの感染拡大防止に努めることが必要である。

### (3) 家畜伝染病予防法と特定家畜伝染病防疫指針

CSF 及び ASF は発生した場合の畜産業への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法において家畜伝染病に指定されている。また、同法に基づき、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要のある家畜伝染病として、必要な消毒及び家畜の移動の制限等の必要な措置を総合的に実施するための CSF 及び ASF に関する特定家畜伝染病防疫指針が策定されており、その中で野生イノシシに関する対策についても示されている。野生イノシシの捕獲事業に当たっては、上記防疫指針に基づく防疫措置を確実に実施することが基本となる。

### (4) 捕獲事業者や狩猟者への防疫措置の周知について

捕獲事業者や狩猟者に対し、本防疫措置の手引きで示した事項を周知し、必要な防疫措置を徹底するため、都道府県等においては、必要な防疫措置をとりまとめるだけでなく、講習会の開催、普及啓発資料の配布等の周知を図る必要がある。

## 2. CSF 及び ASF に関する基礎情報

### (1) CSF (Classical Swine Fever)

#### ① 原因・症状

CSF ウィルスにより起こる強い伝染力と高い致死率を特徴とする豚、イノシシの伝染病である。発熱や食欲不振、元気消失等が見られるが、特徴的な臨床症状や病変はなく、ウィルスの病原性や感染個体側の要因によって多様な症状を呈する。

国内で発生している CSF の原因ウイルスを用いた豚とイノブタへの感染試験を行った結果では、豚とイノブタの臨床症状に顕著な差は認められなかったが、豚 3 頭がすべて生残したのに対し、イノブタは 3 頭中 2 頭が 2 週間以上の経過後に死亡したことが報告されており、現在国内で確認されているウイルス株は中程度の病原性を有していることが報告されている。具体的な症状には、接種後 3 ~ 4 日目から 40°C 以上の発熱、接種後 5 ~ 6 日目から元気消失・食欲不振、また、接種後 5 ~ 7 日目から白血球減少を示したこと、接種後 17 日もしくは 19 日目に瀕死となるイノブタが現れたこと等が報告されており、イノシシにおいても同様の病態が出現すると考えられる。

#### ② 感染リスクと経路

感染個体は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄するほか、血液や臓器にもウイルスが含まれる。ウイルスは感染した豚又はイノシシとの直接接触（あさり食いを含む）、汚染された人や器具との接触又は汚染された環境を介して経口・経鼻的に伝播する。上記感染試験でも感染個体の唾液、鼻汁及び糞便からウイルスの遺伝子が検出されている。捕獲従事者は、一般の者と比べウイルスに接触する可能性が高いことに留意し、防疫措置を実施することが必要である。同様に、山中に入る可能性がある登山者等にも、一定のリスクがあることを認識しておく必要がある。

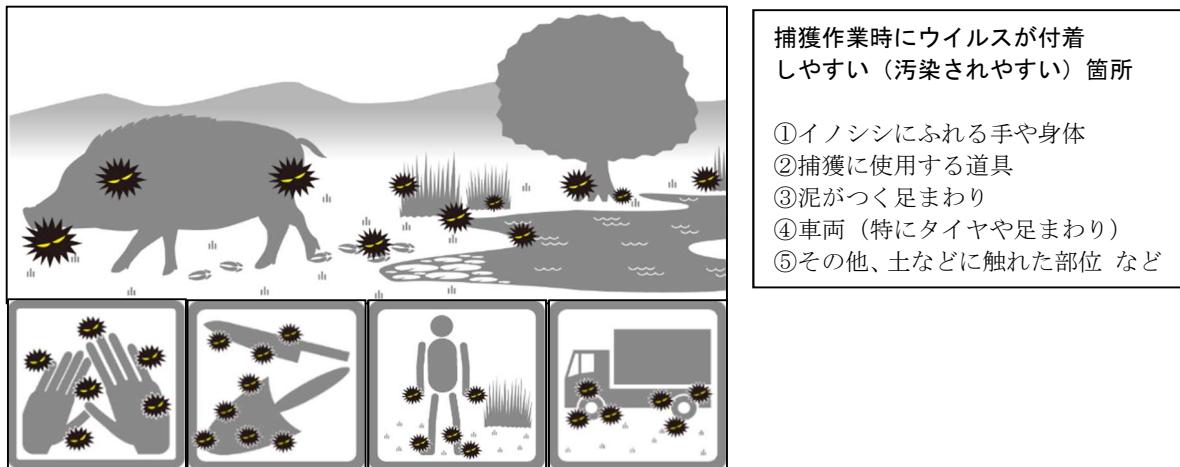


図1 捕獲作業時にウイルスが付着しやすい箇所など

### ③ 予防・消毒

CSFウイルスは高温に弱いほか、乾燥及び紫外線の影響を受けやすいが、低温で湿度がある環境では、比較的長く生存する。糞尿等の中における生存期間については、室温（20°C）では数日から2週間、4～5°Cでは1～3ヶ月とする報告もある。冷蔵された肉では3ヶ月間、冷凍肉では4年以上生存が可能とされるが、65.5°Cで30分間又は71°Cで1分間の加熱で容易に不活化される。

CSFウイルスは酸性や強アルカリ域では不安定となるため、消石灰等のアルカリ消毒剤や次亜塩素酸ナトリウムで不活化できるほか、エンベロープを有するウイルスの特徴としてエタノールや逆性石鹼によっても不活化される。また、有効なワクチンがあり、野生イノシシに対しては経口ワクチンの散布が実施されている。

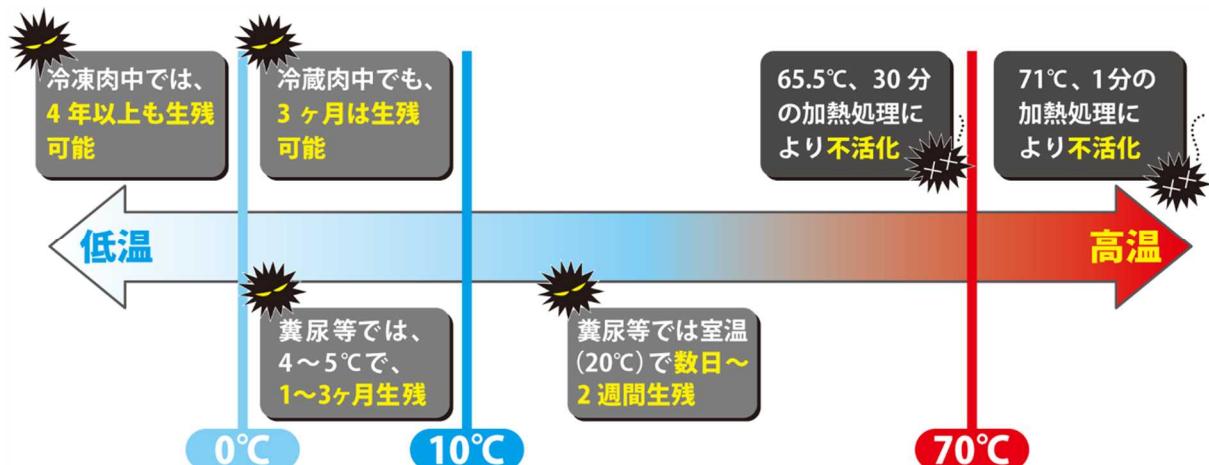


図2 CSFウイルスの生存期間

### ④ 国内の野生イノシシにおける発生状況

国内での発生状況に関する情報は、農林水産省のホームページで確認できる。

<http://www.maff.go.jp/j/syoun/douei/csf/>



## (2) ASF (African Swine Fever)

### ① 原因・症状

CSF と混同されやすい感染症に、ASF がある。ASF は、イボイノシシ等のイノシシ科動物やヒメダニ属のダニを自然宿主とする ASF ウィルスがブタ、イノシシに感染し、発症する伝染病である。強い感染力と高い致死率、及び高熱と出血性病変が特徴とされてきたが、ウィルスの病原性や感染経路の違いによって、多様な症状、病態を示す。CSF と ASF を外貌や臨床症状から鑑別することは不可能であり、鑑別にはウイルス学的検査が不可欠となる。

### ② 感染リスクと経路

罹患した豚やイノシシとの直接的な接触により、ウィルスが口や鼻孔等から侵入するほか、体表の傷などを通して血液中にウィルスが直接入り込むことで感染が成立するが、ウィルスに汚染された餌や死体をあさることによる感染が代表的とされる。アフリカではヒメダニ属のダニによる吸血に伴う機械的伝播やダニ同士間の感染が知られている。日本にもヒメダニ属のダニは生息しているが、ASF ウィルスを媒介するかは不明である。

### ③ 予防・消毒

ウィルスは、罹患又は死亡した個体の血液、臓器、筋肉に 3 ~ 6 ヶ月間残存するほか、分泌液・排泄物、特に糞便については室温で数日間生存する。ウィルスは靴や衣服あるいは車両等を介しても拡散する。

ウィルスは塩素系又はヨード系消毒薬によって死滅する。また、pH3.9 未満の酸又は pH11.5 を越えるアルカリでの処理も有効であるため、消石灰等のアルカリ消毒剤が有効であるほか、次亜塩素酸や逆性石鹼、エタノール等でも不活化される。なお、現時点ではワクチンは実用化されていない。したがって、極めて厳重な防疫措置が必要となる。

### ④ 国内の発生状況

これまでのところ、国内での発生事例はないが、アフリカ大陸だけでなく、ロシア、東欧地域においても発生が拡大しており、平成 30 年 8 月には中国においてもアジアで初めて発生が確認されている。その後、モンゴル、ベトナム、カンボジア、北朝鮮、ラオス、ミャンマー、韓国等へ発生が拡大していることに加え、国際的な人及び物の往来が急速に増加している状況を踏まえると、我が国に侵入するリスクは非常に高いといえる。

### 3. 野生イノシシにおける CSF 対策のための区域区分

#### (1) 防疫措置の区域区分

平成 30 年 9 月に岐阜県において CSF の発生が確認されたことを踏まえ、全国で死亡した野生イノシシを対象とした感染確認検査（浸潤状況確認検査）を実施するとともに、CSF の発生が確認された都道府県では捕獲された野生イノシシも対象として感染確認検査が実施されている。また、令和元年 9 月には、関東地方の農場においても CSF の疑似患畜が確認されたことを受け、関東地方及び関西地方において、CSF の発生が確認されている都道府県の隣接都道府県では、死亡した野生イノシシに加え、捕獲されたイノシシについても、養豚場周辺や陽性イノシシ確認都道府県との都道府県境を中心に、捕獲イノシシのサーベイランス強化区域を設定することとされている（令和元年 9 月 17 日付元消安第 2384 号農林水産省消費・安全局長）。

このため、本手引きでは、以下の 2 つの区域に区分し、防疫措置の内容を整理する。

##### 【A 区域】

- ・CSF の感染確認都道府県
- ・CSF の感染確認都道府県に隣接し、捕獲された野生イノシシのサーベイランス強化区域を設定することとされた都道府県

##### 【B 区域】

- ・上記以外の都道府県

ただし、A 区域のうち、野生イノシシにおける CSF の感染が確認されていないものの、CSF の感染確認都道府県に隣接し、捕獲イノシシのサーベイランス強化区域を設定することとされている都道府県においては、有害鳥獣捕獲や個体数調整による捕獲などの鳥獣捕獲事業であって、その実施地域が限定されており、養豚場の位置や地形等も考慮の上、防疫措置を実施地域単位で適切に実施できる場合には、鳥獣捕獲事業の実施地域を単位として防疫措置の内容を決定するなど、同じ都道府県内であっても、当該都道府県の状況を踏まえ、地域を定めて防疫措置の内容を決定することも可能である。

#### (2) 区域区分に応じた防疫措置の考え方

##### 【A 区域】

- ・CSF の感染確認都道府県
- ・CSF 感染確認都道府県の隣接し、捕獲された野生イノシシのサーベイランス強化区域を設定することとされた都道府県

本区域においては、捕獲個体か死亡個体かにかかわらず、すべての個体が CSF ウィルスに感染している疑いがあるもしくはその可能性があるものとして、防疫措置を実施する。

野生イノシシの血液や臓器にウイルスが含まれているだけではなく、唾液等のあらゆる分泌物や、糞尿中にもウイルスが排泄されており、衣服や獣具、車両、獣犬等によってもウイルスが拡散するリスクがあることから、捕獲等を実施する区域到着時から、見回りや捕獲、検体採材、処理、運搬、区域退出までの一連の行為において、防疫措置を確実に実施する。また、捕獲等を実施した後は、当面の間、養豚関連施設への立ち入りを自粛するなどの留意が必要である。

**【B区域】**

- ・上記以外の都道府県

本区域においては、現在、CSF の発生は確認されておらず、死亡イノシシのみが感染確認検査の対象となっている。野生イノシシを対象とした捕獲又は狩猟はこれまでどおり行われている区域であり、防疫措置の実施は必須とはされていない。ただし、死亡イノシシまたは捕獲イノシシを対象として CSF の感染確認検査を実施する際には、血液等に接触する機会もあることから、CSF に感染している可能性があることを想定し、必要な防疫措置を実施する。

なお、本区域に該当する都道府県であっても、イノシシの移動や人や車両、物品の移動による遠隔地への拡散等による CSF 感染の可能性もあることから、防疫措置の徹底の観点から、A 区域に準じて防疫措置を実施することも選択しうるものである。ただし、その場合にあっては、捕獲作業の効率性や実施可能性について留意する必要がある。

### **(3) 死亡イノシシを発見した場合の対応**

現在、死亡イノシシを対象とした CSF 及び ASF の感染確認検査は全都道府県で実施することとされている。このため、死亡個体を発見した時は、上記の区域区分によらず、必ず都道府県又は市町村に通報し、その取り扱いについて指示を仰ぐものとする。

野生イノシシは、CSF または ASF 以外の要因でも死亡することがあるが、外観からは識別できず、CSF ウィルスまたは ASF ウィルスによって死亡した可能性があることから、死亡イノシシからの検体採材や死亡個体の処理を行う場合は、区域区分にかかわらず、A 区域に準じた防疫措置を実施する。具体的な防疫措置は、「6. 死亡イノシシを発見した際の防疫措置」(p.29) を参照のこと。

## 4. 捕獲作業における防疫措置

野生イノシシの一般的な捕獲作業と各作業で実施する防疫措置の流れは、図3のとおりである。また、区域区分に応じた各作業での防疫措置の実施の考え方は、表1のとおりである。

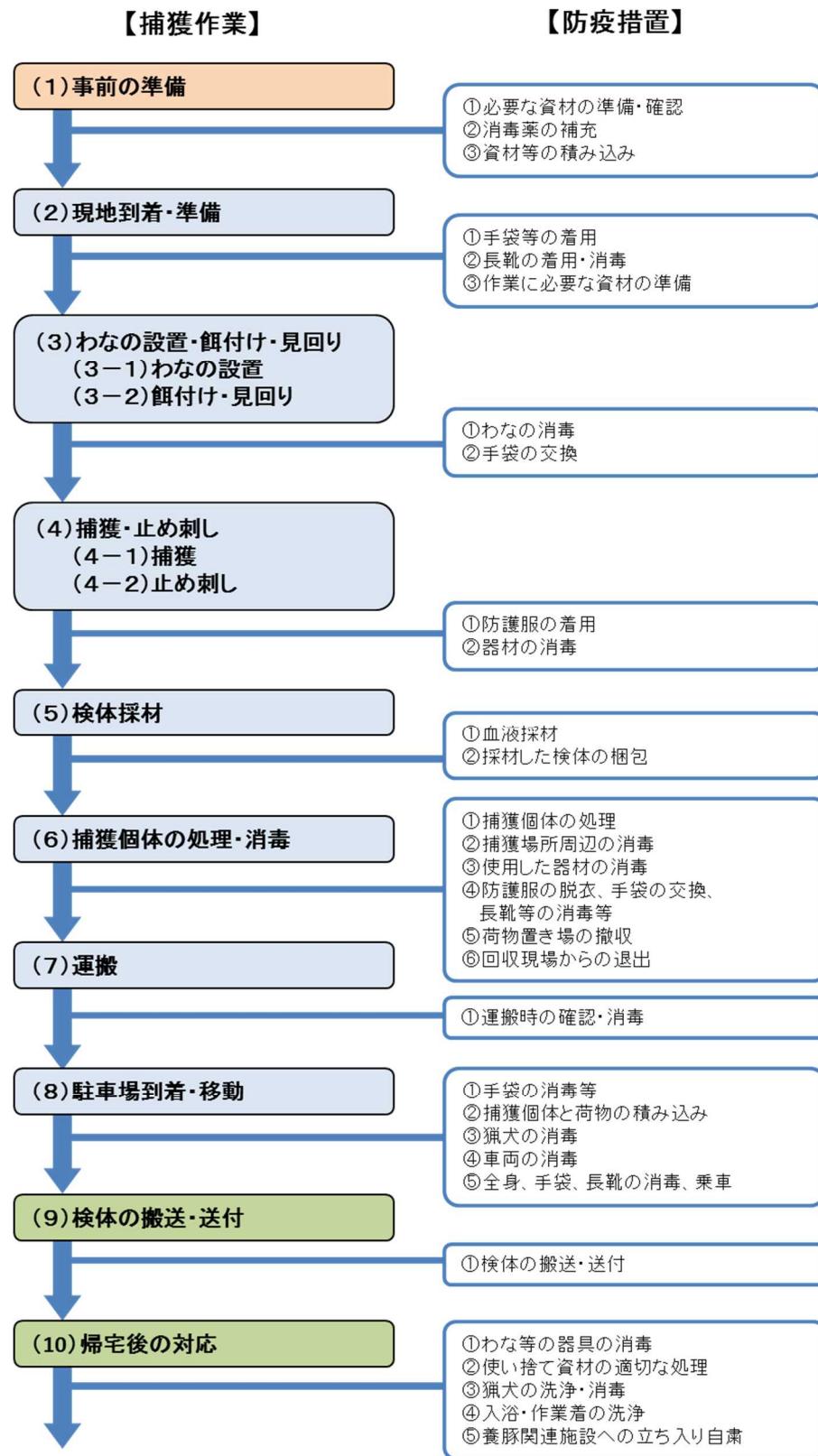


図3 捕獲作業と防疫措置の流れ

※ 捕獲作業の各工程には、検体採材など、必ずしも実施しないものも含まれている。

表1 区域区分に応じた防疫措置の適用

捕獲作業	防疫措置の適用		
	工程	A区域	B区域
(1) 事前の準備	①必要な資材の準備・確認	◎	◎
	②消毒薬の補充	◎	◎
	③資材等の積み込み	◎	◎
(2) 現地到着・準備	①手袋等の着用	◎	○
	②長靴の着用・消毒	◎	○
	③作業に必要な資材の準備	◎	○
(3) わなの設置・餌付け・見回り			
(3-1) わなの設置	①わなの消毒	◎	○
	②手袋の交換	◎	○
(3-2) 餌付け・見回り	②手袋の交換	◎	○
(4) 捕獲・止め刺し	①防護服の着用	◎	○
	②器材の消毒	◎	○
	②器材の消毒	◎	○
(5) 検体採材	①血液採材	◎	◎
	②採材した検体の梱包	◎	◎
(6) 捕獲個体の処理・消毒	①捕獲個体の処理	◎	○
	②捕獲場所周辺の消毒	◎	○
	③使用した器材の消毒	◎	○
	④防護服の脱衣、手袋の交換等	◎	○
	⑤荷物置き場の撤収	◎	○
	⑥回収現場からの退出	◎	○
(7) 運搬	①運搬時の確認・消毒	◎	○
(8) 駐車場到着・移動	①手袋の消毒等	◎	○
	②捕獲個体と荷物の積み込み	◎	○
	③獵犬の消毒	◎	○
	④車両の消毒	◎	○
	⑤全身、手袋・長靴の消毒、乗車	◎	○
(9) 検体の搬送・送付	①検体の搬送・送付	◎	◎
(10) 帰宅後の対応	①わな等の器具の消毒	◎	○
	②使い捨て資材の適切な処理	◎	○
	③獵犬の洗浄・消毒	◎	○
	④入浴・作業着の洗浄	◎	○
	⑤養豚関連施設への立入自粛	◎	○

◎：防疫措置を実施 ○：防疫措置を実施することが望ましい

## 5. 防疫措置の方法

「4. 捕獲作業における防疫措置」でまとめた各作業で実施する防疫措置の流れは、以下の(1)～(10)のとおりである。

A区域においては、原則として以下の防疫措置を必ず実施するものとする。

B区域においては、各地域の実情に応じて、防疫措置の実施の要否を判断して、必要な防疫措置を実施するものとする。

### (1) 事前の準備 (A区域・B区域ともに防疫措置を実施する)

出発までに防疫措置に係る以下の準備をあらかじめ済ませておく。

#### ① 必要な資材の準備・確認

- 1) 持ち物チェックリスト（表2）を参考に、必要な資材等を準備する。
- 2) 防護服、使い捨てゴム手袋、長靴は予備も含めて作業人数分を用意する。

表2 持ち物チェックリスト

品目	数量	備考
防護服（感染防護服）	人数分×見回り 地点数+予備	基本的に使い捨ての防護服を想定するが、 B区域での捕獲は雨合羽などで代用可 ただし、雨合羽などは捕獲時の専用のものとし、 使用後は適切に処理（消毒、洗濯）することが望ましい
薄手ゴム手袋（内側）	多めに用意	作業中は手袋を二重に装着。内側手袋は検査用手袋等の薄手のゴム手袋を用意する
厚手ゴム手袋（外側）	多めに用意	外側手袋は、作業場所ごとに交換するため多めに用意し、消毒・洗浄後に再利用可能なものでもよい
長靴	人数分	作業する時に履く
バケツまたはコンテナ	長靴が入る数	長靴の消毒・車内保管用
消毒薬の噴霧器	1個以上	希釈した消毒薬を補充しておく 噴霧器の容量は4L程度が望ましい（捕獲時は1箇所の消毒に2L以上必要となることがある）
アルコール・スプレー	2本以上	消毒用アルコールを補充しておく 1本は車内で、1本は作業時に使用
運搬用力ゴ	1個以上	必要な器具の持ち運びに利用
ブラシ等	1本以上	靴底、わな、タイヤ等の泥落としに利用
ゴミ袋（大・小）・ビニール袋等	多めに用意	ゴミを入れることにより、車内等の汚染を防止 現場での荷物置場として利用
ティッシュ・紙タオル類	1箱以上	器材に付いた血液等のふき取りに利用
採材セット ・ナイフ等の採材に用いる道具 ・試験管 ・チャック付きポリ袋2種	見回り地点数 +予備	試験管は血液が密閉できるもの（容量10～50ml程度で使いやすい大きさのもの） 1頭につき1本使用 チャック付きポリ袋2種は試験管を二重に封入するためのもの
・クーラーバックまたは クーラーボックス ・保冷剤 ・国連規格準拠容器 ・血液を受けるバット等	1個以上 適宜 必要数 1個以上	検体の保管・持ち運び等に利用 消毒できるものを使用 国連規格準拠容器はUN3373（カテゴリーB輸送用）。試験管が入る大きさのもの。

品目	数量	備考
記録用品	1個以上	記録用紙、筆記具、カメラ、メジャー等
油性フェルトペン	1本以上	
ブルーシート	数枚	荷台の汚染防止、現場での荷物置場として利用
ブルーシート、厚口ビニール袋、フレコンバック等	見回り地点数 × 2 + 予備	イノシシを搬出する場合に使用。爪や牙で破れないよう強度のあるものが必要 二重に包むため 1か所で 2枚必要
止め刺し用の道具	必要数	
スコップ	作業する人数分	

【準備することが望ましい資材】

品目	数量	備考
保護メガネ	必要数	消毒薬などからの目の保護用
使い捨てマスク	必要数	消毒薬などからの鼻や口の粘膜の保護用
作業靴	人数分	運転時、長靴に履き替えるまでに履く
清浄な靴	人数分	作業後の移動中に立ち寄る際に履く
車のフロアマット	必要数	洗ったり消毒できるもの
GPS	1台	作業位置の記録に利用
消石灰	必要量	回収地点の消毒や埋却時に使用
ソリ	必要数	イノシシを搬出する場合に使用(ビニールシートの破損等によるウイルス拡散を防止) 現地の状況を踏まえて使用の適否を判断
ガムテープ・ビニールテープ	1巻	ブルーシートのパッキング等に利用
カッター、ハサミ	1本	
カラースプレー	1本	捕獲個体のマーキング用



噴霧器と消毒薬（オスバン）



スプレーを取り付けた  
消毒用アルコール



靴底やタイヤの洗浄に使用する  
ブラシ

## ② 消毒薬の補充

- 1) 消毒薬の噴霧器に希釈した消毒薬を補充する。
- 2) スプレー容器に消毒用アルコールを補充する。

(参考) 消毒薬について

- ・消毒に使用する消毒薬とその用途の概要は、表3の通り。
- ・作業者による消毒薬の吸入等を防止するため、マスク・保護メガネの着用が望ましい。
- ・逆性石鹼は、有機物（糞便、血液、土壌など）の付着により消毒効果を著しく低下させるので、効果的な消毒のためには、器具等に付着した汚れを落としてから消毒することや、定期的に消毒薬を交換することが重要となる。
- ・消毒に当たっては、関係機関や土地の所有者に消毒方法を事前に連絡しておくこと。

表3 各消毒薬の用途と注意事項

消毒薬	用途	注意事項
逆性石鹼	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地での長靴、器具、車両、地面などの消毒（消毒薬噴霧器）</li> <li>・移動中の長靴裏の消毒（バケツまたはコンテナ）</li> <li>・帰宅後の長靴、器具などの消毒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明書を確認のうえ、適切な濃度に希釈して使用（表4、表5）</li> <li>・消毒の対象物がしっかりと濡れるまで噴霧や浸漬する</li> </ul>
消毒用アルコール※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手指、防護服や作業着、器具などの消毒</li> <li>・車内の消毒</li> </ul>	
消石灰	・地面等の消毒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強アルカリで、約30分の作用時間が必要</li> <li>・農地で散布する場合は、土地がアルカリ化し、作物に影響を与える可能性があることから、事前に土地所有者に了解を得る</li> </ul>

※ 消毒用エタノール（76.9～81.4%）製剤、もしくは消毒用イソプロパノール（50～70%）製剤。

表4 主な逆性石鹼の市販製剤※1と希釈濃度※2

製剤名	器具等の消毒（噴霧・清拭・浸漬）	獣犬の消毒（噴霧）
アストップ200	1,000～6,000倍	1,000～6,000倍
オスバン	50～200倍	（表示なし）
クリアキル100	500～1,000倍	500～2,000倍
クリンエール	500～1,000倍	500～2,000倍
サニスカット	50～400倍	500～2,000倍
パコマ	50～400倍	500～2,000倍
パンパックス100	500～2,000倍	500～2,000倍
ベストシール200	1,000～6,000倍	1,000～6,000倍
動物用ベタセプト	400～800倍	800～1,000倍
モルホナイド10	500～3,000倍	500～3,000倍
ロンテクト	500～3,000倍	500～3,000倍

※1 インターネット上で添付文書等により用量・用法が容易に検索・確認できたものの記載（五十音順）。

※2 器具については原則として診療器具消毒時の用量、獣犬については畜体（豚）消毒時の用量を準用。

表5 消毒薬の濃度調整（希釀）の目安

水	消毒薬		
	5ml	10ml	20ml
1 L	200倍		
2 L	400倍	200倍	
4 L	800倍	400倍	200倍
5 L	1,000倍	500倍	250倍
10 L		1,000倍	500倍
20 L			1,000倍



消毒薬の希釀

(例) パコマを400倍に希釀する場合の調整方法  
2L ペットボトルに水を入れ、ペットボトルの  
キャップ1杯（1杯約5ml）の消毒薬原液を加える。

### ③ 資材等の積み込み

- 1) 荷台に汚染防止用のシートなどを敷き、整理して準備物を積み込む。  
※車内の汚染を防ぐため、足下に洗浄可能なフロアマット等を敷く。フロアマットは、帰宅後に洗浄及び消毒する。  
※荷台では、汚染物（ゴミ、使用済み器具など）とその他の物の置き場所は明確に区別する。

## (2) 現地到着・準備 (下線部は日区域でも防疫措置を実施することが望ましい)

### ① 手袋等の着用

- 手袋は二重に装着する。内側のゴム手袋は洋服の袖口を覆うように着用する。

### ② 長靴の着用・消毒

- 前回の汚れでウイルスを持ち込むことがないよう、長靴を噴霧器で消毒する。

### ③ 作業に必要な資材の準備

- わな設置地点での作業に必要な器具（表2）、防護服、交換用の手袋、アルコール・スプレー、消毒薬の噴霧器を運搬用カゴ等に入れる。



手袋の装着（内側の手袋で袖口を覆う）



足元の消毒



資材の準備



資材一式をカゴ等に整理し、運搬する

### (3) わなの設置・餌付け・見回り (下線部はB区域でも防疫措置を実施することが望ましい)

わなの設置や餌付け、わなの見回りの際では土に触れる作業が発生するため、防疫措置を実施する。

#### (3-1) わなの設置

##### ① わなの消毒

- ・わなを移設又は撤去する際は、逆性石鹼で消毒する。
- ・運搬用カゴなどの荷物はビニール袋などを敷き、その上に置く。



わなの消毒

##### ② 手袋の交換

- ・手袋は、土やわな等に触れる作業中に破れたとき、直ちに交換する。
- ・1か所の作業を終えて移動するとき、二重手袋の外側の手袋を交換する。

#### (3-2) 餌付け・見回り

##### ② 手袋の交換

- ・手袋は、土やわな等に触れる作業中に破れたとき、直ちに交換する。
- ・1か所の作業を終えて移動するとき、二重手袋の外側の手袋を交換する。

##### ※ 痕跡（フン、食痕、掘り返し）を発見した時

- ・消毒薬の散布といった防疫措置を講じることでイノシシが警戒し、捕獲の妨げとなる可能性があることから、特段の措置を講じる必要はない。
- ・不用意に近づかず、長靴や手袋に汚れが付いた場合は、その場で泥、落ち葉などを落とし、手袋は交換する。

#### (4) 捕獲・止め刺し（下線部はB区域でも防疫措置を実施することが望ましい）

イノシシの体表や周辺環境などは、猟具の種類に関係なく、イノシシの血液や体液等で汚染されている可能性があるほか、止め刺しを行うことで作業従事者や器具等も汚染されるため、特に以下の点に注意する。

- 防護服等を適切に着用して作業する。
- 使用する器具などは、野生イノシシに関する捕獲作業専用にする。
- 使用した器具は、十分に消毒する。

##### ① 防護服の着用

- ・現地到着前に防護服を着用すること。ただし、作業地点までの移動距離や移動時間が長い場合、熱中症等のリスクがある場合等は、作業直前に着用する。
- ・捕獲作業の効率性が著しく低下する場合は、捕獲後に防護服を必ず着用して作業する。
- ・B区域においても、検体採材を実施する場合には、原則として防護服等を着用する。
- ・防護服は、以下の手順で着用する。
  - 1) 着用していた外側手袋を外す。
  - 2) 内側手袋が洋服の袖口を覆い適切に着用されているか確認する。必要に応じて新しいものと交換する。
  - 3) 防護服に、両足、両腕を通して着用し、ファスナーを閉める。
  - 4) 裾口は長靴の上にする。
  - 5) マスク、保護メガネを装着する。
  - 6) 防護服のフードを、髪の毛が出ないように深く被る。
  - 7) 新しい外側手袋を、防護服の袖口を覆うように装着する。

（足袋の装着や袖と裾部分にガムテープで目張りをする方法もある）



1) 外側手袋を外す



2) 内側の手袋は、袖口を  
覆うように着用



3) 両足・腕を通して着用



3) ファスナーを閉める



4) 裾口は長靴の上にする



5) マスク・保護メガネを  
装着



6) フードの着用



7) 外側手袋の装着



防護服着用完成

## (4-1) 捕獲

### ② 器材の消毒

#### 【わな等を使用する場合】

- 1) わな本体は、土や汚れをブラシ等で落とす。移設又は撤去の際に消毒する。
- 2) くくりわなは、消毒薬でしつとりするまで噴霧するなどし、箱わなは、全体を噴霧器等で消毒薬を噴霧することによって消毒する。
- 3) 消毒したくくりわなは、ビニール袋などに入れて持ち帰り、帰宅後、改めて逆性石鹼に浸漬あるいは噴霧器等で噴霧することによって消毒する。
- 4) 消毒薬の臭い等でイノシシが寄り付かなくなる可能性があるため、次に使用する前には、水でよく洗浄する。また、複数のわなをスペアとして用意して使い回し、消臭や消毒に時間をかけて防疫効果を高めるなどの工夫をすることも効率的と考えられる。

※わなでイノシシが捕獲された場合、イノシシが興奮し動くことによって、わな本体及びその周辺にイノシシの体液（唾液、糞尿、血液等）が飛散・付着している可能性が高い。

※捕獲時の工夫として、捕獲時のくくりわなのワイヤーを引っ張り、動き回る範囲を最小限とする等が考えられる。



わなに消毒薬を  
しつとりするまで噴霧



ビニール袋等に入れて  
持ち帰る

#### 【銃を使用する場合】

- 1) 銃は、使用後にアルコールで湿らした紙タオルで拭くなどの消毒を行う。  
※銃を使用する従事者がゴム手袋を着用して銃を操作した場合、的確に射撃ができないおそれがあるため、A区域であってもゴム手袋を着用しないで銃の操作をしても差し支えないが、素手でその他の器具や土などに不用意に触らないよう注意が必要である。  
※銃猟利用などで防護服を着用しての捕獲が困難な場合には、捕獲後に防護服を着用するなど適切な対応を行う。

#### 【獵犬を使用する場合】

- 1) 体表及び足裏の泥汚れなどを十分に落とす。
- 2) 可能であれば、体表、特に足裏に消毒薬を噴霧し、消毒することが望ましい。  
※消毒の徹底が難しいため、A区域内で使用した獵犬は、B区域では使用しないようにする。